

第1章 地震災害対策の計画的な推進

第1節 計画の目的、位置づけ

1 計画の目的

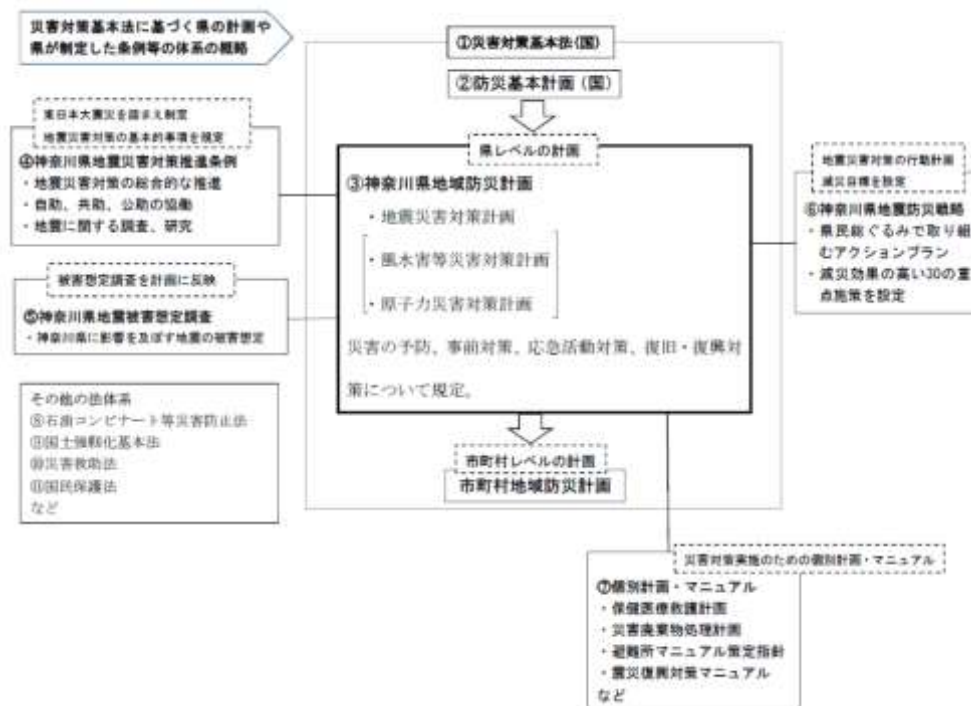
地震災害対策計画は、県内（石油コンビナート等特別防災区域を除く。）の風水害等の災害及び原子力災害を除く、地震災害全般に関して総合的な対策を定めたものであり、この計画に基づき事前の対策を推進して、災害に強い安全な県土づくりを進めるとともに、地震災害が発生した際の応急対策を実施することにより、県民の生命、身体及び財産を地震災害から守ることを目的とするものです。

2 計画の構成及び性格

(1) 地震災害対策計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき作成する神奈川県地域防災計画のうち、地震災害対策に関する計画として神奈川県防災会議が定めたものです。

また、国の防災基本計画と連携した地域計画であり、市町村地域防災計画の指針になるものです。

(2) 地震災害対策計画は、別に定める風水害等災害対策計画、原子力災害対策計画とともに、神奈川県地域防災計画を構成し、石油コンビナート等災害防止法に基づく神奈川県石油コンビナート等防災計画とともに、本県の防災対策の根幹をなすものです。



(3) 地震災害対策計画中に資料として位置づけた東海地震に関する事前対策計画は、大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づく地震防災強化計画として定めたものです。

(4) 地震災害対策計画は、地震防災対策特別措置法第2条に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の、基礎となる計画です。

(5) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」、及び首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第21条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本項目がこの地震災害対策計画に含まれるため、地震災害対策計画はこれら2つの計画を兼ねるものとします。

なお、対象となる区域は以下に記載し、「首都直下地震地方緊急対策実施計画」における必要な対

策の実施期間及び目標等については、第1章第4節神奈川県地震防災戦略において、定めるものとします。

ア 南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき、「南海トラフ地震防災対策推進地域」として指定されたのは、県内27市町です。

横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

[南海トラフ地震防災対策計画の作成]

南海トラフ地震防災対策推進地域の指定区域内の特定事業者（病院、劇場等不特定多数の者が出入りする施設・石油等の製造、取扱い等を行う施設・学校、社会福祉施設を管理・運営する者、一般旅客運送事業者、水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係者等）においては、津波による災害を防止するため、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の第7条に規定する南海トラフ地震防災対策計画を作成します。

イ 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第10条第1項に基づき、津波避難対策特別強化地域として指定されたのは、県内13市町です。

横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、大磯町、二宮町、真鶴町、湯河原町

ウ 首都直下地震地方緊急対策実施計画の緊急対策区域

首都直下地震対策特別措置法第21条に基づき、緊急対策区域として指定された区域は、県内全市町村です。

3 防災の基本理念

県では、地震災害対策を総合的に推進し、全ての県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するため、平成24年度に神奈川県地震災害対策推進条例を制定しました。

条例として定めることで、地震災害の記憶、防災意識の風化を防ぎ、自助・共助・公助による継続的な取組を推進します。

条例では、以下の4つの基本理念により地震災害対策を実施するとしています。

- ・ 県民の命を守ることを最優先に、地震災害を防止、軽減する減災を旨に実施
- ・ 自助・共助・公助を基本に、各主体が役割を果たすとともに、協働して実施
- ・ 本県における自然的条件、社会的条件を考慮して実施
- ・ 男女双方、要配慮者（注）、旅行者等の多様な主体の視点に立って実施

これらの基本理念に立脚し、県民総ぐるみで対策を進めるためには、対策の方向性や、県、県民、事業者のそれぞれの役割を明確にしておく必要があることから、条例はその責務についても規定しています。

4 計画の着実な推進

この計画を推進するためには、各防災機関が多く事業を実施する必要があるため、長期間にわたり膨大な投資が求められます。そこで地域社会の実情、各種対策の水準等を点検しながら、「減災」の考え方を基本方針として、緊急度の高いものから優先的かつ重点的に実施していきます。

また、国の財政措置を活用することはもとより、防災対策の第一線機関としての市町村の防災力の一層の向上を図るため、県は財政的支援を行います。

(注) 高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方

5 計画の修正

この地震災害対策計画は、地震災害に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を行います。

計画の修正に当たっては、市町村、関係機関等と協議、調整を行います。

資 料

- 1-1-(1) 神奈川県防災会議
- 1-1-(2) 神奈川県防災会議条例
- 1-1-(3) 神奈川県防災会議運営要綱
- 1-1-(4) 神奈川県防災会議委員名簿
- 1-1-(5) 神奈川県防災会議幹事名簿

第2節 神奈川県 の自然的、社会的条件

1 自然的条件

本県は、太平洋プレート、フィリピン海プレート、北米プレートが交錯する地域に位置するため、東海地震、南関東地域直下の地震、その一つとしての神奈川県西部地震や都心南部直下地震等の発生の切迫性が指摘されるとともに、長期的には大正型関東地震の発生も指摘されています。

また、県内には、約30本の活断層が確認されており、そのうちSランク（30年発生確率3%～）が2断層帯、Aランク（30年発生確率0.1～3%）が1断層帯あると評価されています。

(1) 位置及び面積

本県は、日本列島のほぼ中央に、また関東平野の南西部に位置し、北は首都東京都に接し、東は東京湾に、南は相模湾にそれぞれ面し、西は山梨、静岡の両県に隣接しています。

方位	地名	経緯度(世界測地系による)
最東端 (E)	川崎市川崎区浮島町 足柄上郡山北町(三国山)	東経 139度 47分 46秒 " 138度 54分 57秒
最西端 (W)	三浦市城ヶ島安房崎 相模原市緑区(生藤山)	北緯 35度 07分 44秒 " 35度 40分 22秒
最南端 (S)		
最北端 (N)		

面積は2,416.32平方キロメートル(国土地理院データ)(令和5年1月1日現在)で、全国総面積の0.64%を占めるに過ぎず、香川県、大阪府、東京都、沖縄県に次ぐ狭い県域となっています。

(2) 地形

本県の地形は、①丹沢山地と箱根火山で特徴づけられる起伏の激しい山がちの西部地域、②多摩丘陵と三浦半島でとらえられる丘陵地性の東部地域、③相模川を中心として、その両岸に広がる平坦な段丘と低地からなる中央地域の三地域に大きく分けられます。

ア 西部の山岳地域

北には本県で最も古い地層からできた小仏山地と、県内で一番高い蛭ヶ岳(1,673m)を始め1,300m前後の山々が連なる丹沢山地とがあります。その南側に秦野盆地、大磯丘陵が続いています。南西には複数のカルデラを持つ活火山である箱根山があり、酒匂川、狩川によってつくられた足柄平野がそのすそ野に広がっています。

イ 東部の丘陵、台地の地域

北には海拔70～90mの多摩丘陵、海拔40～50mの下末吉台地があり、東京都に面して多摩川低地が続いています。南には多摩丘陵より古い丘陵地性の三浦半島があり、海岸線は屈曲に富み、いたるところにおぼれ谷(リアス式海岸)が発達しています。

ウ 平坦な中央地域

本県の中央部を占めているこの地域は、北から海拔50～150mの相模原台地、扇状地性の愛甲台地と続き、相模低地、南は湘南砂丘地帯となって相模湾に臨んでいます。

このように変化に富んだ地形は、短時間に出来上がったものではなく、数千万年にわたるさまざまな変遷を経てつくりだされたものです。

(3) 地盤

本県の地盤は、丹沢山地や箱根火山では岩盤が地表近くに露出しており、一方、県の中央部から東部にかけての台地や丘陵地では、関東ローム層の下に数百～数千メートルに及ぶ厚い砂礫層や粘土層が見られ、その下が岩盤となっています。酒匂川、相模川、鶴見川、多摩川をはじめとする河川の流域や海岸に沿って広がる沖積地では、比較的新しい年代に海や川の作用で堆積した粘土や砂、さらには湿地に堆積した軟らかい腐植土層が地表付近に見られます。

岩盤より上にある地層は特に地震の揺れと関係が深く、中でも沖積地に堆積した地層や関東ローム層は比較的軟らかく地震の揺れに大きく影響するものとみられます。

また、沖積層の地盤の中には、砂層の分布も見られるため、液状化を起こす可能性があります。

(4) 活断層

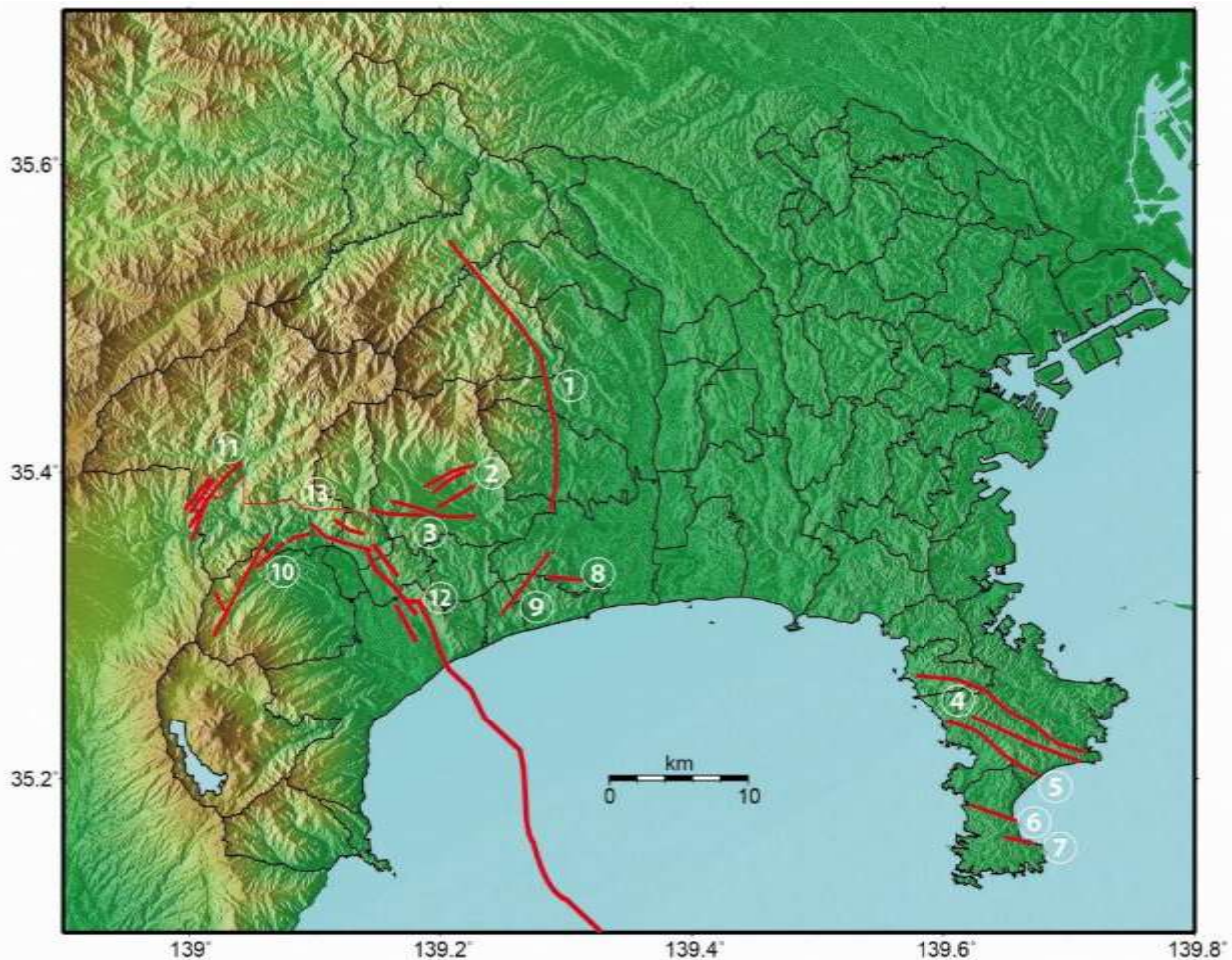
断層とは、ある面を境にして両側の地層にずれの見られる地質の構造のことで、そのうち、過去数十万年の間繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層といいます。

全国には、陸域において約2,000本の活断層が確認されており、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は、野島断層によって引き起こされたものです。

この阪神・淡路大震災を契機に、文部科学省は、全国の活断層を早期に調査するため、地震関係基礎調査交付金を地方公共団体に交付することにより、活断層調査を推進してきました。

国の地震調査研究推進本部では、国、県、市町村が分担して行った調査結果に基づき活断層ごとの評価を実施してきました。さらに、近年の地震が主要活断層帯以外の地域でも発生していることから、地域ごとの総合的な活断層評価を実施することとし、関東地域の活断層の長期評価を平成27年4月に公表しました。その中で、これまで一括していた「神縄・国府津－松田断層帯」については、「塩沢断層帯」「平山－松田北断層帯」「国府津－松田断層帯」に区分され、各々の活動について評価が行なわれています。県内で確認されている主な活断層による地震の長期評価は次のとおりです。

県内の主な活断層の分布状況



- ①伊勢原断層、②秦野断層、③渋沢断層、〔三浦半島断層群主部：④衣笠・北武断層帯 ⑤武山断層帯〕、〔三浦半島断層群南部：⑥南下浦断層 ⑦引橋断層〕、⑧小向断層、⑨生沢断層、⑩平山－松田北断層帯、⑪塩沢断層帯、(⑫国府津－松田断層帯、⑬神縄断層)

※「神奈川県内の主な活断層 新編日本の活断層（活断層研究会編）」及び地震調査研究推進本部の資料等により作成。

なお、国府津－松田断層帯はプレート境界からの分岐断層と評価されるようになった。また、神縄断層は約50万年前に活動を停止していることから、活断層としては扱わない。

県内の主な活断層と調査実施状況

断層名 (長さ)		調査時期	最新活動 時期	再来 間隔	調査結果
①伊勢原断層 (約21km)		平成7～8 年度県調 査	5～18世紀 初頭	4000～ 6000年	マグニチュード7程度の地震が発生すると推定される。その際、東側が西側に対して約2m程度高まる段差や撓みが生じる可能性がある。
②秦野断層 (秦野断層：2.8km、下宿断層：2.3km、八幡断層：1.4km、戸川断層：0.7km、三屋断層：0.6km)		平成9～10 年度県調 査	約1.7万年前 又はそれ以 降	不明	少なくとも約1.7万年前に又はそれ以降に活動している。ただし、国府津－松田断層帯の活動に付随して活動する可能性がある。
③渋沢断層 (渋沢東断層：5.4km 渋沢西断層：1.7km)		平成9～10 年度県調 査	1万年前以降 に活動した 可能性が高 い	不明	活動時期は明らかではないが、国府津－松田断層帯の活動に付随して活動する可能性がある。
三浦 半島 断層 群	④衣笠・北武 断層帯 (14km+海域)	平成11～ 12年度県 調査	6～7世紀	1900～ 4900年	少なくともマグニチュードが6.7程度の地震が発生すると推定され、その時のずれの量は1m程度となる可能性があるが、他のデータをもとに計算により求めると、マグニチュード7.0程度もしくはそれ以上、ずれの量が2m程度もしくはそれ以上となる可能性もある。
	⑤武山断層帯 (11km+海域)		2300～1900 年前	1600～ 1900年	マグニチュード6.6程度もしくはそれ以上の地震が発生すると推定され、その時のずれの量は1m程度もしくはそれ以上となる可能性がある。
三浦 南半 島断 層群	⑥南下浦断層 ⑦引橋断層 (6km+海域)	平成11～ 12年度県 調査	2.6～2.2万 年前	不明	全体が一つの区間として活動すると推定され、その際にはマグニチュード6.1程度もしくはそれ以上の地震が発生すると推定され、その時のずれの量は0.5m程度もしくはそれ以上となる可能性がある。
⑧小向断層 (約3km)		平成13～ 15年度県 調査	12～13万年 前以降	不明	次の活動は不明だが、地形的には明瞭な活断層である。
⑨生沢断層 (約5km)		平成13～ 15年度県 調査	不明	不明	次の活動は不明。国府津－松田断層帯の活動に付随して活動する可能性がある。
⑩平山－松田北 断層帯 (15km)		平成13～ 15年度県 調査、平成 21～23年 度文科省 調査	約2700年前	4000～ 5000年程 度	平山断層、内川断層、日向断層、丸山断層、松田山麓断層、松田北断層からなる。本断層帯が一つの区間として活動する場合、マグニチュード6.8程度の地震が発生する可能性がある。
⑪塩沢断層帯 (約15km以上)		平成13～ 15年度県 調査、平成 21～23年 度文科省 調査	不明	800年程 度以上	山北町から御殿場市付近に至る断層帯である。本断層帯が一つの区間として活動する場合、マグニチュード6.8程度もしくはそれ以上の地震が発生する可能性がある。
⑫国府津－松田 断層帯 (約35km以上) ※プレート境界からの分 岐断層として評価され るようになった。		平成13～ 15年度県 調査、平成 21～23年 度文科省 調査	12世紀以後、 14世紀前半 以前	約800～ 1300年	国府津－松田断層帯は、大深度反射法弾性波探査の結果からフィリピン海プレートと陸側プレートの沈み込み境界から分岐した断層であると考えられることから、本断層帯が単独で震源断層となることはない。従っていわゆる活断層としての評価はしない。相模トラフで発生する海溝型地震の数回に1回の割合で活動すると考えられる。

神奈川県に被害を及ぼした主な地震

西暦 (和暦)	地域 (名称)	規模 (マグニチュード)	主な被害 (注)
818 (弘仁 9)	関東諸国	7.5 以上	(相模、武蔵、下総、常陸、上野、下野などでの被害。圧死者多数。)
878. 11. 1 (元慶 2)	関東諸国	7.4	(相模、武蔵を中心に被害。圧死者多数。)
1257. 10. 9 (正嘉 1)	関東南部	7.0~7.5	鎌倉で山崩れ、社寺・家屋倒壊などの被害
1293. 5. 27 (永仁 1)	鎌倉	7.0	鎌倉で社寺・家屋倒壊、焼失などの被害。死者数数千から 23,000 人余の諸説あり。
1498. 9. 20 (明応 7)	(明応地震)	8.2~8.4	鎌倉で津波により溺死者 200 人。
1605. 2. 3 (慶長 9)	(慶長地震)	7.9	小田原で人馬数百死
1633. 3. 1 (寛永 10)	相模、駿河、伊豆	7.0	小田原で最も被害が大きく、小田原市内で死者 150 人、家屋全壊多数。箱根でも死者あり。
1648. 6. 13 (慶安 1)	相模、江戸	7.0	小田原領内で家屋全壊多数。箱根で死者 1 人。
1649. 9. 1 (慶安 2)	川崎、江戸	6.4	川崎で民家 140~150 軒などが倒壊。付近の村でも家屋倒壊あり。死傷者多数。
1697. 11. 25 (元禄 10)	相模、武蔵	6.5	鎌倉で家屋全壊あり。
1703. 12. 31 (元禄 16)	(元禄地震)	7.9~8.2	沿岸部を中心に甚大な被害。小田原領内で死者 2,291 人、家屋全壊 8,007 棟。津波による被害もあり。
1782. 8. 23 (天明 2)	相模、武蔵、甲斐	7.0	箱根、小田原で被害が大きく、住家約 800 棟破損。
1812. 12. 7 (文化 9)	武蔵、相模	6 ^{1/4}	横浜で家屋全壊 22 棟。付近でも死者、家屋全壊あり。
1853. 3. 11 (嘉永 6)	小田原付近	6.7	小田原を中心に被害。死者 24 人、負傷者 13 人、家屋全壊 1,088 棟。
1855. 11. 11 (安政 2)	((安政)江戸地震)	6.9	県東部を中心に被害。死者 37 人、負傷者 75 人、家屋全壊 64 棟。
1894. 6. 20 (明治 27)	東京湾北部((明治)東京地震とも呼ばれる。)	7.0	横浜市、橘樹郡を中心に被害。死者 7 人、負傷者 40 人、家屋全半壊 40 棟。
1923. 9. 1 (大正 12)	(大正関東地震)	7.9	死者・行方不明者 33,067 人、負傷者 56,269 人、住家全壊 62,887 棟、住家焼失 68,569 棟、住家流出 136 棟。
1924. 1. 15 (大正 13)	丹沢山塊(丹沢地震とも呼ばれる。)	7.3	関東地震の余震。死者 13 人、負傷者 466 人、住家全壊 561 棟。
1930. 11. 26 (昭和 5)	(北伊豆地震)	7.3	死者 13 人、負傷者 6 人、住家全壊 88 棟。
1983. 8. 8 (昭和 58)	神奈川・山梨県境	6.0	死者 1 人、負傷者 23 人。
2005. 2. 16 (平成 17)	茨城県南部	5.3	負傷者 1 人。
2005. 2. 16 (平成 17)	千葉県北西部	6.0	負傷者 9 人。
2011. 3. 11 (平成 23)	(東北地方太平洋沖地震)	9.0	死者 5 人、負傷者 137 人

(注) 主な被害は県内の被害です。県内の被害が特定できない場合は()内に全体の被害を記載しています。
「日本の地震活動」地震調査研究推進本部地震調査委員会編等により作成。

2 社会的条件

本県は、首都圏の一角を占め、わが国の産業経済活動のリーディングゾーンを形成してきたため、狭隘な県土に900万人を越える県民が居住し、多くの生産施設や業務施設が立地し、災害に対する脆弱性が指摘されてきました。

(1) 人口

ア 人口

令和2年10月1日現在の本県の人口は、923万7,337人（男458万8,268人、女464万9,069人）と、東京都に次いで全国第2位となっています。

令和2年10月の国勢調査では、65歳以上の老年人口は、230万8,578人（25.6%）となっています。

イ 人口密度及び分布状況

人口密度は、1km²当たり3,823.2人で、東京都、大阪府に次いで全国第3位です。

地域別の人口分布状況は、横浜地域377万7,491人（40.9%）、川崎地域153万8,262人（16.7%）、横須賀・三浦地域69万1,582人（7.5%）、県央地域158万4,028人（17.1%）、湘南地域130万9,481人（14.2%）、県西地域33万6,493人（3.6%）となっています。

(2) 土地利用

ア 土地利用概況

本県の面積は、2,416.32平方キロメートル（国土地理院データ）（令和5年1月1日現在）と全国総面積の0.64%を占めています。令和2年3月現在森林面積は9万4,701haで県面積の39%、令和元年の耕地面積は1万8,800haで、県面積の約7.8%となっています。

イ 市街化区域及び市街化調整区域

令和3年4月1日現在で、県内33市町村のうち都市計画区域が指定されている市町は、19市13町（30都市計画区域）、面積では19万9,777haで、全県の83%を占めています。（都市計画区域が指定されていないのは、清川村全域と松田町、山北町及び相模原市（旧津久井町及び旧藤野町）の一部です）。

無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、この都市計画区域のうち、首都圏整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地帯内の19市9町について市街化区域及び市街化調整区域との区分（線引き）が、昭和45年6月10日に行われ、令和3年4月1日現在17万2,859ha、（全県の72%）で区域区分が行われています。

令和3年4月1日現在の市街化区域面積は9万4,423ha、市街化調整区域面積は7万8,435haとなっています。

(3) 交通

ア 道路交通

県内の道路延長は、国道・県道・市町村道をあわせて、令和3年4月現在で2万5,915kmとなっています。

このうち自動車専用道路については、東名高速道路などが整備され、県が管理する一般幹線道路についても1,070kmの交通ネットワークの整備・改良を進めていますが、一部の区間では、交通容量不足等により渋滞が発生し、県内各地の道路混雑は県民生活や産業経済に深刻な影響を与えています。

県内の自動車保有車両数は、令和2年3月31日現在で約403万台（軽自動車含む）となっています。また、県内で最も交通量の多い地点は（高速道路を除く）、令和3年度の交通量調査によると、国道16号（保土ヶ谷バイパス）の横浜市旭区桐が作であり、約10万台/12時間（平日7時から19時まで）となっています。

イ 鉄道交通

県内の一部路線では通勤通学時の混雑状況は、依然として厳しいものとなっていますが、鉄道網の計画的な整備と輸送力の増強が進められ、混雑率は徐々に低下する傾向にあります。

県内の鉄道は、令和4年9月30日現在で、JRが13路線、延長311.6km、111駅、私鉄が24路線、延長298.9km、235駅、横浜市営地下鉄が延長53.4km、40駅であり、令和3年度の1日平均県内各駅合計の乗車人員は約626万人となっています。

(4) 都市構造

ア 都市化

高度成長期に横浜、川崎を中心とする各地で人口が急激に増加したことに伴い、住宅地の開発が行われ、県の総面積に占める市街化区域の比率は39%に達するとともに、既成市街地の建物の密集化、高層化が進行しています。

イ 産業活動

古くから発達してきた東京湾臨海部の京浜工業地帯をはじめ、内陸部では研究開発機能等を生かした試験研究機関や先端技術産業の立地、都市部を中心に業務施設の立地が進むなど、活発な産業経済活動が展開されています。

ウ 危険物等の集積

石油コンビナート等特別防災区域としての京浜臨海地区及び根岸臨海地区をはじめとする東京湾沿いには、石油化学・電力・製鉄及び各種製造業等の高度に発達した工業施設が立地し、各種の石油類・高圧ガス等の危険物が大量に貯蔵されています。

令和2年度末現在の県内における危険物施設数は、15,807施設となっています。

本県における社会環境の推移

区 分	平成12年 (2000)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	備 考
人 口 (65歳以上)	8,489,974人 (1,117,742 ^{※1})	9,048,331人 (1,819,503)	9,126,214人 (2,158,157)	9,237,337人 (2,308,578)	10月1日現在 (10月1日現在)
世 帯 数	3,341,233世帯	3,844,525世帯	3,979,278世帯	4,223,706世帯	10月1日現在
市 街 化 区 域	92,829ha	93,326ha ^{※2}	93,531ha ^{※2}	94,395ha ^{※2}	3月31日現在
宅 地 面 積	561.72k m ²	582.43k m ²	595.61k m ²	601.94k m ²	1月1日現在
危 険 物 施 設 数	23,680箇所	18,749箇所	16,961箇所	15,807箇所	3月31日現在
石油 コンビ ナート	特 定 事 業 所	96事業所	85事業所	83事業所	4月1日現在
	石 油	17,631千kl	14,448千kl	13,295千kl	
	高 圧 ガ ス	1,503,322 千N m ³	1,830,231 千N m ³	1,773,670 千N m ³	
自動車保有 車 両 数	3,821,624台	3,770,559台	2,896,229台 ^{※4}	4,032,723台	3月31日現在
水道給水人口と 普 及 率	8,423,697人 (99.8%)	8,994,638人 (99.8%)	9,087,273人 (99.9%)	9,194,519人 (99.9%)	3月31日現在

※1 1月1日現在 ※2 4月1日現在 ※3 特定事業所のみ ※4 軽自動車を含まない

資 料

1-2 神奈川県内の活断層

第3節 地震被害の想定

県では、これまでに地震被害想定調査を実施してきましたが、東日本大震災では、国内観測史上最大のマグニチュード9.0という巨大地震とそれにより引き起こされた巨大津波により、甚大な被害が発生しました。このため、今後の地震災害対策に当たっては、科学的知見を踏まえてあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する必要があります。

そこで、平成26年度に津波浸水予測図を見直し、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波浸水想定を設定するとともに、新たな津波浸水予測図に基づく地震被害想定調査を実施しました。

1 津波浸水予測

東日本大震災を受け、県では、新たに学識者、国、県等による「津波浸水想定検討部会」を平成23年5月に設置し、技術的見地から現在想定している津波の規模、浸水範囲等について再検証を行い、津波浸水予測図の見直しを行いました。

(1) 新たな津波浸水予測図の地震・津波の考え方

津波対策を構築するに当たり、次の二つのレベルの津波を想定しました。

ア 避難体制の整備に当たっての最大クラスの津波

概ね数百年から千年に一回程度発生する最大クラスの津波に対して、減災を目的に避難することを最優先とし、避難体制の整備を進めます。

イ 津波の侵入を防ぐ海岸保全施設などの整備に当たっての津波

概ね数十年から百数十年に一回程度発生する規模の津波に対して、海岸保全施設等の整備を進めます。

(2) 検証結果等

ア 検証結果

これまでに県が被害想定調査を実施していた津波も含め、9の津波を検討した結果、本県における最大クラスの津波は、各沿岸市町にとって浸水区域又は浸水深が最大となる「相模トラフ沿いの海溝型地震（中央モデル、西側モデル）」「慶長型地震」「元禄関東地震タイプの地震」「元禄関東地震タイプと国府津-松田断層帯地震の連動地震」としました。

イ 浸水想定の見直し

今後、本県にとって影響があると考えられる新たな地震モデルが、国の中央防災会議等で示された場合には、必要に応じて見直します。

検討対象地震一覧

NO	検討対象地震	説明	最大津波高等
①	慶長型地震	1605年の慶長地震は、地震の揺れはあまり大きくなくても津波が大きい地震（津波地震）として知られており、痕跡等の史料は乏しいが、本県に対し最大規模の津波を生じる可能性があるため対象としました。明応型地震よりも沖合の相田（1981）の断層モデルをもとに、高角正断層として房総沖まで延長し、本県に対し最大クラスの津波を生じる地震を新たに想定しました。	【最大クラスの津波】 ・最大津波高 10.2m ・最大津波到達時間 77分

NO	検討対象地震	説明	最大津波高等
②	明応型地震	1498年の明応地震は地震の揺れも津波も大きく、痕跡等の史料は乏しいが、鎌倉付近で過去最大規模の津波が生じていることから対象としました。東海道沖の相田(1981)の断層モデルをもとに、プレート内地震として反転した高角正断層として、本県に対し最大クラスの津波を生じる地震を想定しました。	<ul style="list-style-type: none"> 最大津波高 10.3m 最大津波到達時間 56分
③	元禄関東地震タイプと国府津・松田断層帯の連動地震	可能性がある連動ケースとして、元禄関東地震タイプと国府津-松田断層帯地震の連動を想定しました。元禄関東地震タイプの地震発生3分後に、国府津-松田断層帯の地震が発生するシナリオを想定しました。	【最大クラスの津波】 <ul style="list-style-type: none"> 最大津波高 19.0m 最大津波到達時間 5分
④	神奈川県西部地震	従来と同じ断層モデルをもとに地形条件を変更して再検証を行いました。切迫性が指摘され、津波被害についても想定される地震であり、これまでの海岸保全における津波防護目標です。過去に発生した地震から次のように評価されています。 <ul style="list-style-type: none"> 発生間隔：70年 	<ul style="list-style-type: none"> 最大津波高 5.9m 最大津波到達時間 8分
⑤	大正関東地震タイプ	これまでの海岸保全における津波防護目標であり、内閣府「首都直下地震モデル検討会」において検討された断層モデルをもとに再検証を行いました。相模トラフ沿いではM8クラスの地震が200~400年間隔で発生しており、1923年に発生した大正関東地震から約90年が経過し、当面発生する確率は低いものの、今後100年先頃には地震発生の可能性が高くなっていると考えられます。	<ul style="list-style-type: none"> 最大津波高 9.8m 最大津波到達時間 6分
⑥	西相模灘地震	最新の調査結果より、西相模灘(伊豆半島の東方沖)を震源とする地震として、内閣府「首都直下地震モデル検討会」において検討された地震であり、津波被害が想定されるため、新たに検討対象としました。	<ul style="list-style-type: none"> 最大津波高 2.3m 最大津波到達時間 0分
⑦	元禄関東地震タイプ	過去、実際に発生した地震であり、大きな津波被害を起こすことが予想されることから、内閣府「首都直下地震モデル検討会」において検討された断層モデルをもとに検証しました。房総半島南端部を大きく隆起させるような元禄関東地震(Mw8.5)と同等あるいはそれよりも大きな規模の地震は、2千年から3千年間隔で発生しており、元禄関東地震が1703年に発生したことを踏まえると、これと同等又はこれよりも大きな地震発生の可能性はしばらくのところほとんど無いと考えられます。	【最大クラスの津波】 <ul style="list-style-type: none"> 最大津波高 19.0m 最大津波到達時間 5分
⑧ ⑨	相模トラフ沿いの海溝型地震(西側モデル、中央モデル)	過去に発生した事例はないが、今後、相模トラフ沿いで発生する可能性がある最大クラスの地震として、内閣府「首都直下地震モデル検討会」において検討された地震で、本県に対し最大規模の津波を生じる可能性があるため、新たに検討の対象としました。この地震による地殻変動は房総半島で5~10mと元禄関東地震と同等あるいはそれ以上の隆起となっています。最大クラスの地震の発生間隔は2千年から3千年あるいはそれ以上と考えられています。	【最大クラスの津波】 (西側モデル) <ul style="list-style-type: none"> 最大津波高 24.9m 最大津波到達時間 7分 (中央モデル) <ul style="list-style-type: none"> 最大津波高 19.8m 最大津波到達時間 7分

※最大津波高は海岸保全区域以外のがけ地等で発生している場合もあります。

2 地震被害想定調査結果

県では、平成25年度から26年度にかけて地震被害想定調査を実施しました。平成23年に発生した東日本大震災の災害調査結果から明らかになった多くの教訓や課題を踏まえるとともに、地震学、地震工学、災害社会学等の最新の知見を取り入れ、構造物の損壊、火災の発生等の物的被害、そこから発生する人的被害、経済被害を定量的又は定性的に想定しています。本調査では、最新の科学的な知見に基づいて想定地震を設定しましたが、実際には、想定された地震だけが起こるわけではありません。そこで、いつ、どこで起きるかわからない地震に対応できるように、地盤や社会的な条件等から想定される地域ごとの地震による揺れやすさや、それに伴う危険性をわかりやすく示した以下の4つのマップを作成・公表しています。

- ① 揺れやすさマップ
- ② 液状化危険度マップ
- ③ 建物被害危険度マップ
- ④ 建物火災危険度マップ

(1) 想定地震の選定の視点

県に及ぼす被害の量的・地域的な状況や、発生の切迫性を考慮して、以下の㉗～㉝の視点により、6地震を選定しました。

また、㉞のように、発生確率が極めて低く、県の防災行政やまちづくり行政などにおいて超長期的な対応となる地震や、国の被害想定において最新の知見による震源モデルが示されたものの被害量は想定されていない地震については、参考地震として、5地震を選定しました。

- ㉗ 地震発生の切迫性が高いとされている地震
- ㉘ 法律により対策を強化する地域の指定に用いられる地震
- ㉙ 地震防災戦略・地域防災計画・中央防災会議等において対策の対象としている地震
- ㉞ 発生確率は極めて低いが、発生すれば甚大な被害が県全域に及ぶ可能性があり、超長期的な対応となる地震

(2) 想定地震の一覧

想定地震名	モーメント マグニチュード	県内で想定される 最大震度	発生確率	選定の 視点
都心南部直下地震	7.3	横浜市・川崎市を 中心に震度6強	(南関東地域のM7クラスの 地震が30年間で70%)	㉗㉘
三浦半島断層群の地震	7.0	横須賀三浦地域で 震度6強	30年以内 6～11%	㉗㉙
神奈川県西部地震	6.7	県西地域で 震度6強	(過去400年の間に同クラ スの地震が5回発生)	㉗㉙
東海地震	8.0	県西地域で 震度6弱	(南海トラフの地震は 30年以内 70～80%)	㉗㉘㉙
南海トラフ巨大地震	9.0	県西地域で 震度6弱	(南海トラフの地震は 30年以内 70～80%)	㉗㉘
大正型関東地震	8.2	湘南地域・県西地 域を中心に震度7	30年以内 ほぼ0%～6% (2～4百年の発生間隔)	㉞

（参考地震）	元禄型関東地震	8.5	湘南地域・県西地域を中心に震度7	30年以内 ほぼ0~6% (2~3千年の発生間隔)	㊦
	相模トラフ沿いの最大クラスの地震	8.7	全県で震度7	30年以内 ほぼ0~6% (2~3千年あるいはそれ以上の発生間隔)	㊦
	慶長型地震	8.5	(津波による被害のみ想定)	(評価していない)	㊦
	明応型地震	8.4	(津波による被害のみ想定)	(評価していない)	㊦
	元禄型関東地震と国府津-松田断層帯の連動地震	8.3	(津波による被害のみ想定)	(評価していない)	㊦

※ 表中の発生確率については「長期評価による地震発生確率値の更新について（地震調査研究推進本部：令和5年1月13日）」、「中央防災会議首都直下地震モデル検討会報告書（内閣府：平成25年12月）」などによる評価をもとに更新。

(3) 地震の説明

① 都心南部直下地震

首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とする地震です。東京湾北部地震にかわり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されています。

② 三浦半島断層群の地震

三浦半島断層帯を震源域とする活断層型の地震です。前回の調査では、モーメントマグニチュード6.9としていましたが、最新の知見からモーメントマグニチュードを変更しています。

③ 神奈川県西部地震

神奈川県西部を震源域とする地震です。

④ 東海地震

駿河トラフを震源域とする地震です。神奈川県地域防災計画（マニュアル・資料）において地震の事前対策について位置づけ、また、県内の概ね西半分の市町が「大規模地震対策特別措置法」の地震防災対策強化地域に指定されています。

⑤ 南海トラフ巨大地震

南海トラフを震源域とする地震です。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、県内の一部の市町村が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されています。

なお、地震の規模が大きく、長周期地震動による影響を考慮せざるを得ないものの、神奈川県については揺れによる被害が比較的小さくなっています。

⑥ 大正型関東地震

相模トラフを震源域とする地震です。1923年の大正関東地震を再現した地震で、国では長期的な防災・減災対策の対象としています。

⑦ 元禄型関東地震（参考）

相模トラフから房総半島東側を震源域とする地震です。1703年の元禄関東地震を再現した地震で、現実に発生した最大クラスの地震であることから、発生確率が極めて低い地震ですが、参考地震として被害量を算出しています。

⑧ 相模トラフ沿いの最大クラスの地震（参考）

元禄型関東地震の震源域に加え関東北部までを震源域とする地震です。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した相模トラフ沿いの最大クラスの地震であることから、発生確率が極めて低い地震ですが、参考地震として被害量を算出しています。

⑨ 慶長型地震（参考）

南海トラフ沖と相模トラフ沿いを繋ぐ断層を設定し、そこで想定した正断層型の地震です。最大クラスの津波による被害を周知して津波避難の普及啓発を図る観点から、参考地震として津波による被害量を算出しています。

⑩ 明応型地震（参考）

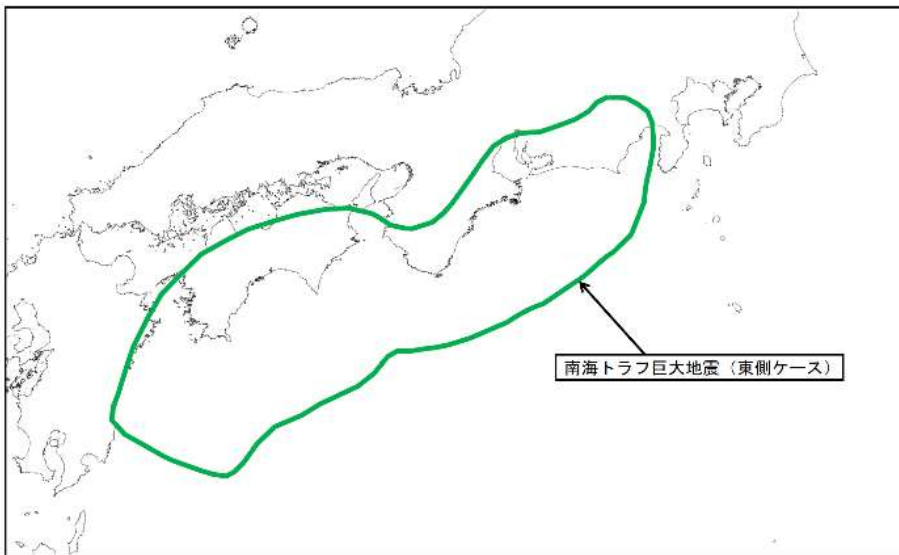
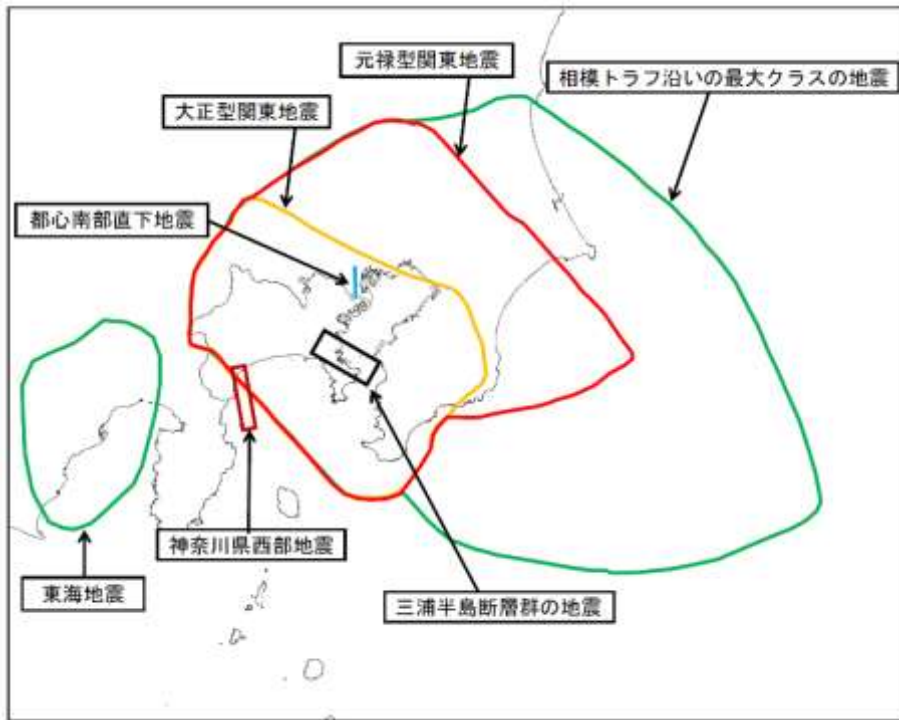
南海トラフから銭洲海嶺に伸びるフィリピン海プレート内の断層を設定し、そこで想定した逆断層型の地震です。最大クラスの津波による被害を周知して津波避難の普及啓発を図る観点から、参考地震として津波による被害量を算出しています。

⑪ 元禄型関東地震と国府津－松田断層帯の連動地震（参考）

相模トラフで発生する海溝型と国府津－松田断層帯の地震が連動発生する地震です。最大クラスの津波による被害を周知して津波避難の普及啓発を図る観点から、参考地震として津波による被害量を算出しています。

震源断層モデル（震源断層域）の位置

【地震被害想定調査結果（H25～26年度実施）】



(4) 被害想定結果

ア 想定条件

(ア) 季節：冬 (イ) 日：平日 (ウ) 発生時刻：18 時

(エ) 風速・風向：気象観測結果に基づく地域ごとの平均

ただし、津波による人的被害の想定に当たっては、津波から避難する際に条件が厳しい平日深夜（午前0時）発災を条件としています。

本計画で示す被害の想定条件は上記のとおりです。なお、今回実施した調査では、このほか冬の平日朝5時と、夏の平日昼12時についても想定していますが、ここでは、火災被害等による被害が最大となり、防災関係機関が初動体制を取りにくい想定条件での結果を示します。

イ 想定結果の概要

① 都心南部直下地震

< 震度 > 県の中央部から東部にかけて震度6弱の揺れが想定され、特に、横浜市、川崎市、相模原市、厚木市で、震度6強の揺れが想定されます。

< 津波 > 県内では最大でも1mの水位が想定されますが、被害は発生しません。

< 建物 > 建物の被害（揺れ、液状化、急傾斜地崩壊）は、全県で全壊棟数が64,500棟（全建物の2.8%）、半壊棟数が221,250棟（全建物の9.5%）と想定されます。

< 火災 > 火災については、全県で310件の出火が想定され、焼失棟数は37,600棟と想定されます。横浜市、川崎市、相模原市などで被害が大きくなります。

< 人的被害 > 全県での人的被害は、死者2,990人、重症者2,810人、中等症者24,680人、軽症者35,250人と想定されます。

< 帰宅困難者 > 地震の発生直後には、鉄道の路線点検等により、帰宅困難者は県内で610,660人に達すると想定されます。鉄道は県東部で9～13日程度不通が続くため、長期間にわたって帰宅困難者が発生すると想定されます。

< 災害廃棄物 > 建物の全壊・半壊・焼失により生じる災害廃棄物の総量は、全県で2,145万トンに達すると想定されます。

< 経済被害 > 経済被害の直接被害額は、15兆1,082億円と想定されます。

② 三浦半島断層群の地震

< 震度 > 横須賀三浦地域から湘南地域、横浜市、川崎市の一部で震度6弱以上の揺れが想定され、特に、横浜市、横須賀市、逗子市、葉山町で、震度6強の揺れが想定されます。

< 津波 > 東京湾内で2m以下、相模湾内で1m以下の水位が想定されます。

< 建物 > 建物の被害（揺れ、液状化、急傾斜地崩壊、津波）は、全県で全壊棟数が22,710棟（全建物の1.0%）、半壊棟数が88,170棟（全建物の3.8%）と想定されます。

< 火災 > 火災については、全県で90件の出火が想定され、焼失棟数は11,980棟と想定されます。横浜市、横須賀市、逗子市などで被害が大きくなります。

< 人的被害 > 全県での人的被害は、死者1,130人、重症者1,130人、中等症者9,830人、軽症者13,910人と想定されます。

< 帰宅困難者 > 地震の発生直後には、鉄道の路線点検等により、帰宅困難者は県内で610,660人に達すると想定されます。鉄道は県東部で9～13日程度不通が続くため、長期間にわたって帰宅困難者が発生すると想定されます。

< 災害廃棄物 > 建物の全壊・半壊・焼失により生じる災害廃棄物の総量は、全県で775万トンに達すると想定されます。

< 経済被害 > 経済被害の直接被害額は、5兆596億円と想定されます。

③ 神奈川県西部地震

< 震度 > 県西地域で震度6弱の揺れが想定され、特に、小田原市、真鶴町で、震度6強の揺

れが想定されます。

- < 津波 > 相模湾内で2～6 m、東京湾内で2 m以下の水位が想定されます。津波の到達時間は、相模湾内で5～30分、東京湾内で60分以上と想定されます。
- < 建物 > 建物の被害（揺れ、液状化、急傾斜地崩壊、津波）は、全県で全壊棟数が5,000棟（全建物の0.2%）、半壊棟数が20,530棟（全建物の0.9%）と想定されます。津波による被害は、全県で全壊230棟と想定されます。
- < 火災 > 火災については、全県で10件の出火が想定され、焼失棟数は710棟と想定されます。
- < 人的被害 > 全県での人的被害は、死者880人、重症者180人、中等症者1,780人、軽症者2,660人と想定されます。
- < 帰宅困難者 > 地震の発生直後には、鉄道の路線点検等により、帰宅困難者は県内で502,980人に達すると想定されます。しかし、鉄道は当日中に復旧するため、帰宅困難者はすぐに解消されると想定されます。
- < 災害廃棄物 > 建物の全壊・半壊・焼失により生じる災害廃棄物の総量は、全県で154万トンに達すると想定されます。
- < 経済被害 > 経済被害の直接被害額は、9,175億円と想定されます。

④ 東海地震

- < 震度 > 県の中央部から県西地域にかけて震度5強の揺れが想定されます。
- < 津波 > 相模湾内で3～8 m、東京湾内で2～4 mの水位が想定されます。津波の到達時間は、相模湾内で25～40分、東京湾内で60分以上と想定されます。
- < 建物 > 建物の被害（揺れ、液状化、急傾斜地崩壊、津波）は、全県で全壊棟数が3,620棟（全建物の0.2%）、半壊棟数が14,450棟（全建物の0.6%）と想定されます。津波による被害は、全県で全壊3,160棟と想定されます。
- < 火災 > 火災については、全県でわずかに出火しますが、焼失（延焼）は発生しないことが想定されます。
- < 人的被害 > 全県での人的被害は、死者820人、重症者70人、中等症者700人、軽症者980人と想定されます。また、津波による死者は810人と想定されます。
- < 帰宅困難者 > 地震の発生直後には、鉄道の路線点検等により、帰宅困難者は県内で610,660人に達すると想定されます。しかし、鉄道は当日中に復旧するため、帰宅困難者はすぐに解消されると想定されます。
- < 災害廃棄物 > 建物の全壊・半壊・焼失により生じる災害廃棄物の総量は、全県で106万トンに達すると想定されます。
- < 経済被害 > 経済被害の直接被害額は、9,726億円と想定されます。

⑤ 南海トラフ巨大地震

- < 震度 > 県西地域の一部で震度6弱の揺れが想定されます。その他の地域は、震度5強以下と想定されます。
- < 津波 > 相模湾から東京湾内にかけて、2～9 mの水位が想定されます。津波の到達時間は、相模湾内で30～40分、東京湾内で60分以上と想定されます。
- < 建物 > 建物の被害（揺れ、液状化、急傾斜地崩壊、津波）は、全県で全壊棟数が7,360棟（全建物の0.3%）、半壊棟数が20,110棟（全建物の0.9%）と想定されます。津波による被害は、全県で全壊6,720棟と想定されます。
- < 火災 > 火災については、全県でわずかに出火しますが、焼失（延焼）は発生しないことが想定されます。
- < 人的被害 > 全県での人的被害は、死者1,740人、重症者100人、中等症者1,020人、軽

症者 1,470 人と想定されます。また、津波による死者は 1,710 人と想定されます。

- < 帰宅困難者 > 地震の発生直後には、鉄道の路線点検等により、帰宅困難者は県内で 610,660 人に達すると想定されます。しかし、鉄道は当日中に復旧するため、帰宅困難者はすぐに解消されると想定されます。
- < 災害廃棄物 > 建物の全壊・半壊・焼失により生じる災害廃棄物の総量は、全県で 183 万トンに達すると想定されます。
- < 経済被害 > 経済被害の直接被害額は、1 兆 4,494 億円と想定されます。

⑥ 大正型関東地震

- < 震 度 > 県西地域と県北部の一部を除き、ほぼ県全域で震度 6 強以上の揺れが想定され、特に、川崎市、横浜市から湘南地域、県央地域、県西地域にかけて、震度 7 の揺れが想定されます。
- < 津 波 > 相模湾内で 6～10m、東京湾内で 2～4 m の水位が想定されます。津波の到達時間は、相模湾内で 5～10 分、東京湾内で 25～45 分と想定されます。
- < 建 物 > 建物の被害（揺れ、液状化、急傾斜地崩壊、津波）は、全県で全壊棟数が 393,640 棟（全建物の 17.0%）、半壊棟数が 410,160 棟（全建物の 17.7%）と想定されます。津波による被害は、全県で全壊 5,270 棟と想定されます。
- < 火 災 > 火災については、全県で 1,570 件程度の出火が想定され、焼失棟数は 169,780 棟と想定されます。
- < 人的被害 > 全県での人的被害は、死者 31,550 人、重症者 11,790 人、中等症者 82,730 人、軽症者 95,800 人と想定されます。また、津波による死者は 12,530 人と想定されます。
- < 帰宅困難者 > 地震の発生直後には、鉄道の路線点検等により、帰宅困難者は県内で 610,660 人に達すると想定されます。鉄道は全県で 14 日以上不通が続くため、長期間にわたって帰宅困難者が発生すると想定されます。
- < 災害廃棄物 > 建物の全壊・半壊・焼失により生じる災害廃棄物の総量は、全県で 9,450 万トンに達すると想定されます。
- < 経済被害 > 経済被害の直接被害額は、48 兆 9,075 億円と想定されます。

(5) 被害想定結果一覧

平成27年3月に公表した地震被害推定の結果は、次のとおりです。

なお、各項目の数値は調査時点によるもので、その後の社会構造の変化や県、その他各機関の取り組みを考慮したものではありません。

項目		想定地震	①	②	③	④	⑤	⑥
		都心南部直下地震	三浦半島断層群の地震	神奈川県西部地震	東海地震	南海トラフ巨大地震	大正型関東地震	
モーメントマグニチュード (Mw)		7.3	7.0	6.7	8.0	9.0	8.2	
建物被害 (棟)	全壊棟数	揺れ	61,690	20,820	4,700	50	180	411,950
		液状化	4,130	1,830	80	390	460	15,900
		急傾斜地崩壊	810	680	40	10	10	1,280
		津波	0	*	230	3,160	6,720	5,270
		(ダブルカウント) ^{※1}	2,140	620	40	0	0	40,760
	計	64,500	22,710	5,000	3,620	7,360	393,640	
	半壊棟数	揺れ	218,540	85,390	18,140	1,990	4,600	406,370
		液状化	6,930	3,070	130	660	770	26,710
		急傾斜地崩壊	1,890	1,600	80	30	30	2,990
		津波	0	70	2,340	11,770	14,720	14,680
(ダブルカウント) ^{※1}		6,110	1,950	170	*	10	40,590	
計	221,250	88,170	20,530	14,450	20,110	410,160		
火災	出火件数 (箇所)	310	90	10	*	*	1,570	
	焼失棟数 (棟)	37,600	11,980	710	0	0	169,780	
死傷者数 (人)	死者数	建物被害	2,160	770	170	0	*	15,110
		急傾斜地崩壊	40	40	*	0	0	60
		屋外落下物	0	0	0	0	0	10
		ブロック塀等	380	200	20	*	20	750
		屋内収容物	310	90	10	*	*	1,770
		火災	100	30	*	0	0	1,330
		津波 ^{※2}	0	0	680	810	1,710	12,530
	計	2,990	1,130	880	820	1,740	31,550	
	重症者数	建物被害	1,310	430	100	*	*	7,780
		急傾斜地崩壊	*	*	0	0	0	*
		屋外落下物	*	*	0	0	0	50
		ブロック塀等	1,100	590	50	40	50	2,120
		屋内収容物	390	120	10	*	10	1,680
		津波 ^{※2}	0	0	20	20	30	160
	計	2,810	1,130	180	70	100	11,790	
	中等症者数	建物被害	14,460	5,140	1,140	120	260	52,950
		急傾斜地崩壊	20	20	*	0	0	40
		屋外落下物	250	70	*	0	0	1,640
		ブロック塀等	6,440	3,440	300	220	320	12,490
		屋内収容物	3,510	1,160	190	230	260	14,560
		津波 ^{※2}	0	0	140	140	170	1,050
	計	24,680	9,830	1,780	700	1,020	82,730	
	軽症者数	建物被害	23,760	8,880	1,940	280	580	59,210
		急傾斜地崩壊	20	20	*	0	0	30
屋外落下物		550	150	*	0	0	3,580	
ブロック塀等		5,820	3,110	280	190	290	11,270	
屋内収容物		5,110	1,750	290	360	430	20,630	
津波 ^{※2}		0	0	140	140	180	1,080	
計	35,250	13,910	2,660	980	1,470	95,800		

※ * : わずか (計算上 0.5 以上 10 未満) 0 : 計算上 0.5 未満は 0 とした。

※ 各欄の数値は 1 の位を四捨五入 (交通被害を除く) しているため、合計は合わないことがある。

※1 建物被害のダブルカウントは、「揺れ、液状化、津波、火災」の重複分である。なお、急傾斜地崩壊は考慮していない。

※2 冬の平日 0 時の発災。木造建物に全壊被害が無い場合は 2 階部分に避難できるものとした。

※3 高齢者は 75 歳以上を、要介護者は要介護 3 以上を対象としている。

※4 火災の「逃げ惑い」による死傷者数は、想定手法の精度に課題があるため、別掲としている。被害量は、想定される死傷者数の幅を示している (上限値、下限値ではない)。

※5 従来の被害想定調査において定義している負傷者の区分による人数を示す。重傷者は入院を要する負傷者、軽傷者は入院を要さない負傷者である。

項目		想定地震						
		① 都心南部 直下地震	② 三浦半島 断層群の 地震	③ 神奈川県 西部地震	④ 東海地震	⑤ 南海 トラフ 巨大地震	⑥ 大正型 関東地震	
モーメントマグニチュード (Mw)		7.3	7.0	6.7	8.0	9.0	8.2	
避難者数 (人)	1日目～3日目	1,299,470	408,250	61,520	86,090	126,170	3,745,050	
	4日目～1週間後	1,156,030	358,670	54,890	86,090	126,170	3,644,890	
	1ヶ月後	873,130	279,470	38,230	36,090	56,930	2,793,550	
要配慮者数 (人) ※3	避難者数 (高齢者)	1日目～3日目	104,070	41,810	6,930	9,380	13,480	338,560
		4日目～1週間後	92,110	36,560	6,180	9,380	13,480	330,380
		1ヶ月後	70,350	28,490	4,300	4,140	6,510	253,710
	避難者数 (要介護者)	1日目～3日目	34,130	12,560	1,940	2,760	3,920	103,040
		4日目～1週間後	30,280	10,990	1,740	2,760	3,920	100,390
		1ヶ月後	22,850	8,590	1,200	1,230	1,920	76,870
	断水人口 (高齢者)	1日目～3日目	123,600	46,300	6,070	0	0	462,520
		4日目～1週間後	81,330	28,330	3,490	0	0	424,920
		1ヶ月後	0	0	0	0	0	56,570
	断水人口 (要介護者)	1日目～3日目	41,330	13,820	1,690	0	0	140,800
		4日目～1週間後	27,700	8,450	980	0	0	128,890
		1ヶ月後	0	0	0	0	0	16,700
	家屋被害	高齢者	106,590	44,120	7,030	6,910	10,270	311,840
		要介護者	34,480	13,290	1,960	2,050	3,020	94,900
帰宅困難者数 (人)	直後	610,660	610,660	502,980	610,660	610,660	610,660	
	1日後	423,590	296,450	103,000	103,000	488,710	610,660	
	2日後	423,590	296,450	14,520	0	0	610,660	
自力脱出困難者数(要救出者数)(人)		5,930	2,120	300	*	*	64,520	
ライフ ライン	上水道	被害箇所数(箇所)	3,470	1,420	180	40	80	22,870
		断水人口(人)	2,078,170	655,930	72,450	2,490	7,710	5,382,170
	下水道	被害延長(km)	1,230	650	160	250	270	2,620
		機能支障人口(人)	407,520	198,510	38,290	74,110	80,230	792,010
	都市ガス	供給停止件数(戸)	415,680	30,830	45,500	0	0	1,972,960
	LPガス	供給支障数(戸)	11,310	2,670	920	0	0	16,490
	電力	被害電柱数(本)	3,730	1,190	260	30	40	24,450
		停電件数(軒)	4,241,380	1,394,600	2,059,500	1,972,290	1,972,440	4,587,250
	通信	被害電柱数(本)	4,000	1,310	330	30	40	25,540
		不通回線数(回線)	3,288,070	1,031,920	1,439,180	1,412,220	1,416,340	3,447,610
交通被害	道路	被害橋梁数(箇所)	278	113	87	0	1	976
	鉄道	運行停止区間数(区間(駅間))	102	37	6	0	0	313
	港湾	使用不能バース数(箇所)	57	38	0	0	0	95
その他	エレベータ停止(台)		10,760	4,060	480	280	310	11,440
	災害廃棄物	建物被害(万トン)	2,145	775	154	106	183	9,450
	ヘリポート機能支障(箇所)		210	80	*	*	20	300
経済被害		直接被害額(億円)	151,082	50,596	9,175	9,726	14,494	489,075
火災の「逃げ惑い」による死傷者数(人)※4	死者数	計	650～2,660	200～770	10～30	0	0	2,930～10,740
	重症者数	計	120～140	40	*	0	0	530～670
	中等症者数	計	810～1,050	260～310	10	0	0	3,860～4,890
	軽症者数	計	970～1,260	310～370	10	0	0	4,640～5,900
従来の定義の負傷者数(人)※5	重傷者数	計	13,390	5,400	900	380	530	56,200
	軽傷者数	計	49,350	19,470	3,720	1,370	2,060	134,130

(参考地震)

項目		想定地震	⑦ 元禄型 関東地震	⑧ 相模トラフ 沿いの 最大クラス の地震 ※6	⑨ 慶長型地震	⑩ 明応型地震	⑪ 元禄型関東 地震と国府 津-松田断 層帯の連動 地震
		モーメントマグニチュード (Mw)	8.5	8.7	8.5	8.4	8.3
建物被害 (棟)	全壊棟数	揺れ	411,960	593,050	—	—	—
		液状化	15,900	17,470	—	—	—
		急傾斜地崩壊	1,280	1,350	—	—	—
		津波	28,370	38,880	15,230	11,010	29,120
		(ダブルカウント) ※1	46,240	100,600	—	—	—
	計	411,280	550,150	—	—	—	
	半壊棟数	揺れ	406,370	415,460	—	—	—
		液状化	26,710	29,350	—	—	—
		急傾斜地崩壊	2,990	3,130	—	—	—
		津波	70,200	80,320	39,660	20,330	72,270
(ダブルカウント) ※1		55,540	84,110	—	—	—	
計	450,720	444,160	—	—	—		
火災	出火件数 (箇所)	1,570	2,320	—	—	—	
	焼失棟数 (棟)	169,780	284,870	—	—	—	
死傷者数 (人)	死者数	建物被害	15,110	21,660	—	—	—
		急傾斜地崩壊	60	70	—	—	—
		屋外落下物	10	30	—	—	—
		ブロック塀等	750	910	—	—	—
		屋内収容物	1,770	2,810	—	—	—
		火災	1,330	2,850	—	—	—
		津波※2	81,330	118,740	4,160	2,890	74,610
	計	100,350	147,060	—	—	—	
	重症者数	建物被害	7,780	11,270	—	—	—
		急傾斜地崩壊	*	*	—	—	—
		屋外落下物	50	100	—	—	—
		ブロック塀等	2,120	2,550	—	—	—
		屋内収容物	1,680	2,610	—	—	—
		津波※2	370	480	70	40	390
	計	12,000	17,020	—	—	—	
	中等症者数	建物被害	52,950	70,270	—	—	—
		急傾斜地崩壊	40	40	—	—	—
		屋外落下物	1,640	2,900	—	—	—
		ブロック塀等	12,490	15,060	—	—	—
		屋内収容物	14,560	22,680	—	—	—
		津波※2	2,360	3,050	470	230	2,500
	計	84,040	114,000	—	—	—	
	軽症者数	建物被害	59,210	69,660	—	—	—
		急傾斜地崩壊	30	30	—	—	—
屋外落下物		3,580	6,350	—	—	—	
ブロック塀等		11,270	13,600	—	—	—	
屋内収容物		20,630	32,200	—	—	—	
津波※2		2,430	3,150	490	240	2,580	
計	97,160	124,980	—	—	—		

※ * : わずか (計算上 0.5 以上 10 未) 0 : 計算上 0.5 未満は 0 とした。

※ 各欄の数値は 1 の位を四捨五入 (交通被害を除く) しているため、合計は合わないことがある。

※1 建物被害のダブルカウントは、「揺れ、液状化、津波、火災」の重複分である。なお、急傾斜地崩壊は考慮していない。

※2 冬の平日 0 時の発災。木造建物に全壊被害が無い場合は 2 階部分に避難できるものとした。

※3 高齢者は 75 歳以上を、要介護者は要介護 3 以上を対象としている。

※4 火災の「逃げ惑い」による死傷者数は、想定手法の精度に課題があるため、別掲としている。被害量は、想定される死傷者数の幅を示している (上限値、下限値ではない)。

※5 従来の被害想定調査において定義している負傷者の区分による人数を示す。重傷者は入院を要する負傷者、軽傷者は入院を要さない負傷者である。

※6 津波による被害量は西側モデルの数値を用いている。

項目	想定地震		⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
			元禄型 関東地震	相模トラフ 沿いの 最大クラス の地震 ※6	慶長型地震	明応型地震	元禄型関東 地震と国府 津-松田断 層帯の連動 地震
モーメントマグニチュード (Mw)			8.5	8.7	8.5	8.4	8.3
避難者数 (人)	1日目～3日目		3,983,000	4,888,110	—	—	—
	4日目～1週間後		3,883,480	4,779,450	—	—	—
	1ヶ月後		2,877,290	3,801,400	—	—	—
要配慮者数 (人) ※3	避難者数 (高齢者※ 3)	1日目～3日目	361,460	440,140	—	—	—
		4日目～1週間後	353,370	431,590	—	—	—
		1ヶ月後	262,670	344,610	—	—	—
	避難者数 (要介護 者)	1日目～3日目	109,910	134,580	—	—	—
		4日目～1週間後	107,270	131,790	—	—	—
		1ヶ月後	79,610	105,050	—	—	—
	断水人口 (高齢者※ 3)	1日目～3日目	462,520	557,640	—	—	—
		4日目～1週間後	424,920	515,240	—	—	—
		1ヶ月後	56,570	103,360	—	—	—
	断水人口 (要介護者 ※3)	1日目～3日目	140,790	170,920	—	—	—
		4日目～1週間後	128,890	157,430	—	—	—
		1ヶ月後	16,700	31,010	—	—	—
家屋被害	高齢者	341,240	422,730	—	—	—	
	要介護者	103,620	129,010	—	—	—	
帰宅困難者数 (人)	直後		610,660	610,660	—	—	—
	1日後		610,660	610,660	—	—	—
	2日後		610,660	610,660	—	—	—
自力脱出困難者数(要救出者数)(人)			64,520	107,220	—	—	—
ライフ ライン	上水道	被害箇所数(箇所)	22,870	34,280	—	—	—
		断水人口(人)	5,382,190	6,469,280	—	—	—
	下水道	被害延長(km)	2,620	3,600	—	—	—
		機能支障人口(人)	791,960	1,090,830	—	—	—
	都市ガス	供給停止件数(戸)	1,972,960	2,325,240	—	—	—
	LPGガス	供給支障数(戸)	16,490	19,680	—	—	—
	電力	被害電柱数(本)	24,450	34,430	—	—	—
		停電件数(軒)	4,587,250	4,592,220	—	—	—
通信	被害電柱数(本)	25,540	34,480	—	—	—	
	不通回線数(回線)	3,450,750	3,470,470	—	—	—	
交通被害	道路	被害橋梁数(箇所)	976	1,319	—	—	—
	鉄道	運行停止区間数 (区間(駅間))	313	358	—	—	—
	港湾	使用不能バース数 (箇所)	95	102	—	—	—
その他	エレベータ停止(台)		11,440	11,560	—	—	—
	災害廃棄物	建物被害(万トン)	9,864	13,277	—	—	—
	ヘリポート機能支障(箇所)		300	330	—	—	—
経済被害	直接被被害額(億円)		534,314	704,363	—	—	—

火災の「逃 げ感い」に よる死傷者 数(人) ※4	死者数	計	2,930～ 10,740	4,930～ 19,120
	重症者数	計	530～670	920～1,190
	中等症者数	計	3,860～ 4,890	6,670～ 8,680
	軽症者数	計	4,640～ 5,900	8,020～ 10,480

従来の定義 の負傷者数 (人) ※5	重傷者数	計	57,170	80,930	350	170	1,860
	軽傷者数	計	136,020	174,770	680	340	3,610

第4節 神奈川県地震防災戦略

県では、「神奈川県地震防災戦略」を策定し、大規模地震による被害を軽減するための減災対策に取り組んでいます。県地震防災戦略は、「減災目標」を定め、その目標を達成するために必要な対策について、数値目標や減災効果等を明示し、戦略的に防災・減災対策に取り組むための行動計画です。

第3節の地震被害想定調査結果で想定された、大正型関東地震の3万人を超える死者数を、平成28年度から平成36年度（令和6年度）までの9年間で、概ね半減させることを減災目標に、県地震防災戦略を平成28年3月に改定しました。県地震防災戦略は、「県民のいのちを守る」ことを最優先としたアクションプランです。これに基づいて、県は、市町村や国、事業者などの関係機関と連携しながら取組を進めていきます。また、重点施策の数値目標の進捗状況については、対象期間の概ね中間年に点検を実施し、課題について検討したうえで、必要に応じて数値目標等の見直しを行うこととされていることから、令和4年3月に中間検証を行いました。

しかし、減災目標を達成するためには、行政機関の取組（公助）だけでは足りません。県民や事業者等の取組（自助・共助）も含めた、自助・共助・公助が連携し一体となって、防災・減災対策を進めていく必要があります。

なお、神奈川県防災会議が策定する県地震防災戦略は、県及び市町村が防災・減災の取組を進める上での指針となるものですが、すでに独自の地震防災戦略等を策定している市町村は、その地震防災戦略等に基づいて取組を進め、協調して県全体の防災・減災に取り組むこととします。

1 地震防災戦略改定の基本的な考え方

○ 「県民のいのちを守る」ことを最優先に考える

「県民のいのちを守る」ことを最優先に考え、死者数の軽減を減災目標とします。減災目標の達成のため、地震の被害を「揺れ」、「津波」、「火災」に分け、それぞれの被害の軽減に有効な対策を「重点施策」と位置づけ、死者数の軽減を進めます。

○ 自助・共助・公助が一体となった取組の推進

防災・減災対策を推進するに当たっては、自らの身を自ら守る「自助」、地域などで互いに協力し助け合う「共助」、県・市町村・国等が行う「公助」が連携し一体となって取り組んでいくことが必要なことから、県民や事業者等の取組も、県地震防災戦略に位置づけています。

2 減災目標

大正型関東地震による死者数の概ね半減

3 戦略の重点施策と数値目標

(1) 重点施策一覧

番 号	重 点 施 策	
	※[]内は地震災害対策計画内の主な関連箇所	
重点施策 1	住宅の耐震化	[第2章第9節]
重点施策 2	多数の者が利用する建築物の耐震化	[第2章第9節]
重点施策 3	防災拠点となる公共施設等の耐震化	[第2章第9節]
重点施策 4	屋内収容物等の耐震対策	[第2章第9節]
重点施策 5	防災訓練の実施（揺れ対策）	[第3章第19節]
重点施策 6	がけ崩れ等の対策	[第2章第5節]
重点施策 7	防災知識の普及・啓発	[第3章第18節]
重点施策 8	防災教育の強化	[第3章第18節]
重点施策 9	ハザードマップ等による意識啓発	[第3章第18節]
重点施策 10	消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動への支援（揺れ対策・津波対策）	[第3章第16節]
重点施策 11	企業の防災に関する取組への支援	[第3章第16節]
重点施策 12	地域住民による救護活動の実施への支援	[第3章第9節]
重点施策 13	医療救護訓練の実施	[第3章第19節]
重点施策 14	災害時医療救護体制の整備	[第3章第9節]
重点施策 15	大規模災害時の広域医療搬送体制の整備	[第3章第9節]
重点施策 16	道路・橋りょう・鉄道の整備	[第2章第3節]
重点施策 17	帰宅困難者対策	[第3章第6節]
重点施策 18	津波避難に関する啓発	[第2章第4節]
重点施策 19	津波からの一時避難施設や避難路等の整備	[第2章第4節]
重点施策 20	防災訓練の実施（津波対策）	[第3章第19節]
重点施策 21	海岸保全施設等の整備	[第2章第4節]
重点施策 22	要配慮者の避難・安全確保に関する対策	[第3章第7節]
重点施策 23	県民等への情報発信体制の整備	[第3章第1節]
重点施策 24	建物の防火・不燃化対策	[第2章第9節]
重点施策 25	防災訓練の実施（火災対策）	[第3章第19節]
重点施策 26	消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動への支援（火災対策）	[第3章第16節]
重点施策 27	上水道施設の整備	[第2章第6節]
重点施策 28	市街地の整備	[第2章第1節]
重点施策 29	避難場所・避難路等の整備	[第2章第2節]
重点施策 30	消火活動体制の強化	[第3章第3節]

(2) 重点施策の数値目標

番号	重点施策	数値目標(指標) 【現況】 → 【目標】
重点施策1	住宅の耐震化	住宅の耐震化率 89%(H25年度) → 95%(R2年度※)
重点施策2	多数の者が利用する建築物の耐震化	多数の者が利用する建築物の耐震化率 89%(H26年度) → 95%(R2年度※)
重点施策3	防災拠点となる公共施設等の耐震化	防災拠点となる公共施設等の耐震化率 94%(H26年度) → 100%(R6年度)
重点施策4	屋内収容物等の耐震対策	家具固定率 50%(H26年度) → 65%(R6年度)
重点施策5	防災訓練の実施 (揺れ対策)	シェイクアウト訓練の参加者数 120万人(H26年度) → 200万人(H30年度※)
重点施策6	がけ崩れ等の対策	急傾斜地崩壊危険箇所の施設整備率 52%(H26年度) → 60%(R6年度)
重点施策18	津波避難に関する啓発	津波避難計画作成沿岸市町数 7市町(H26年度)→15市町(R6年度) (津波避難計画の内容を他の計画等に位置づけている沿岸市町を含む)
重点施策19	津波からの一時避難施設や避難路等の整備	津波避難施設を整備拡充した沿岸市町数 —市町→15市町(R6年度) (平成28年度以降新たに津波避難施設を整備拡充した沿岸市町が対象)
重点施策20	防災訓練の実施 (津波対策)	津波避難訓練の実施率 73%(H26年度)→100%(各年度) (津波避難訓練実施市町数/15(沿岸市町数))
重点施策24	建物の防火・不燃化対策	感震ブレーカー等の設置率 —% → 10%(R6年度)
重点施策25	防災訓練の実施 (火災対策)	シェイクアウト訓練の参加者数 120万人(H26年度) → 200万人(H30年度※)
重点施策26	消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動への支援 (火災対策)	自主防災組織の活動カバー率 79%(H25年度) → 100%(R6年度) 自主防災組織の訓練回数 6,566回(H25年度) → 7,400回(R6年度) 消防団の装備の基準(消防庁告示H26.2.7改正)に基づく安全確保のための装備の整備率 75%(H26年度) → 100%(R6年度)

※ 数値の進捗状況及び計画等の修正により、目標年度は適宜見直します。

※ 令和元年5月1日より元号が「平成(H)」から「令和(R)」へと改元されたことに伴い、表記を改めました。

※ 中間検証に伴い、以下のとおり目標値を変更しました。

3 目標値の変更について

目標年度が経過している重点施策については、目標を達成していない重点施策や新型コロナウイルス感染症による影響を鑑み、事業を休止しているものもあるため、地震防災戦略対象期間である令和6年度まで対象期間を延長し、引き続き、取り組んでいくこととします。

番号	重点施策	指標	戦略策定時 (変更前)	目標	(変更後)
1	住宅の耐震化	住宅の耐震化率	89% (H25)	95%	(R6)
2	多数の者が利用する建築物の耐震化	多数の者が利用する建築物の耐震化率	89% (H26)	95%	(R6)
5	防災訓練の実施 (揺れ対策)	シェイクアウト訓練の参加者数	120万人 (H26)	200万人	(R6)
25	防災訓練の実施 (火災対策)	シェイクアウト訓練の参加者数 (再掲)	120万人 (H26)	200万人	(R6)

※ なお、重点施策1及び重点施策2については、「神奈川県耐震改修促進計画」の中で、以下のとおり、目標値が設定されています。

重点施策1：住宅の耐震化「令和12年度までに耐震性不十分な住宅をおおむね解消」

重点施策2：多数の者が利用する建築物の耐震化「令和7年度までに耐震性不十分な多数の者が利用する建築物をおおむね解消」

第5節 地震に関する観測・調査研究の推進

1 観測・調査研究の現状

(1) 県域では、駿河湾を震源とする東海地震、県西部を震源とする神奈川県西部地震、南関東地域の直下を震源とする地震など多くの地震の発生が指摘されています。

県内には、塩沢断層帯・平山―松田北断層帯・国府津―松田断層帯のほか、国による発生確率評価の対象となっている三浦半島断層群や伊勢原断層の存在が知られています。内閣府は、神奈川県を含む首都圏直下において平成25年から30年以内にマグニチュード7クラスの地震が発生する確率を70%と算定しています。また、令和2年1月1日を起点とする相模トラフ沿いにおけるM8クラスの地震の発生確率については、Ⅱランク（やや高い）との評価がなされています。

地震防災対策を効率的、合理的に推進するためには、現在の科学技術の知見の集積を行うとともに、地震に関する調査研究が重要であることから、県では、各種の調査・研究を積極的に進めてきました。

(2) 神奈川県西部地域の地震・地殻活動や箱根火山の活動を監視するため、箱根火山を含む県西部地域に、地震計11箇所、地震・傾斜計7箇所、光波測量1箇所、GNSS観測施設11箇所、地下水位計6箇所、火山ガス観測装置4箇所、地温観測・噴気監視カメラ4箇所、潮位・水位観測装置2箇所、重力測定装置1箇所、強震計3箇所の、のべ49箇所に地震・火山観測施設を整備し、神奈川県西部地震や箱根火山活動の発生メカニズムの解明やそれらの予測に向けた調査研究を進めています。

(3) 長期的な地震防災対策の基礎調査として、活動度、確実度が高いとされているA級活断層及び主要起震断層について調査を実施しました（平成7年度～15年度）。さらに、文部科学省のプロジェクト（平成21年度～23年度）に参加し、神縄・国府津―松田断層帯（当時）の活動による地震の長期的な発生時期及び規模の予測や強震動予測の高度化に向けて、その三次元的形状、活動履歴、平均変位速度等の解明を進めてきました。

また、強震動予測のための基礎資料として、地表から地下の地震基盤までの3次元形状を把握する地下構造調査を実施し、県全体の3次元地下構造モデルを作成しました（平成11年度～14年度）。さらに、文部科学省の「首都直下地震防災・減災プロジェクト」に参加し、県内の地震波速度構造を明らかにしました（平成19年度～23年度）。その後継プロジェクトである「首都直下地震の地震ハザード・リスク予測のための調査・研究（平成24年度～平成28年度）」や「首都圏を中心としたレジリエンス総合力向上プロジェクト（平成29年度～令和3年度）」にも参加し、相模湾から丹沢にかけてのプレート構造と地震活動の解明を進めてきました。令和5年度からは、県内活断層の長期評価の予測精度向上や地元自治体・住民の防災意識向上に資するため、3年間の予定で「三浦半島断層群における重点的な調査研究」に参加します。

2 観測・調査研究活動の強化

(1) 現時点では防災対応に資する確実な地震予知は困難です。国では、地震そのものの理解を深め、その知見に基づき発生リスクを評価し、防災に役立てることを重視し、地震調査研究推進本部をはじめとする関係行政機関、調査観測研究機関及び大学等と協力、連携して、地震に関する観測、調査及び研究に取り組んでいます。県では、温泉地学研究所において、国等と連携して次の事項を推進しています。

- ・地震観測及び調査研究体制の充実
- ・県西部地震に関する研究や南関東地域直下の地震に関する研究

また、地震防災対策における事前対策や発災直後の応急対策を効果的に実施するため、温泉地学研究所の地震に関する観測、調査及び研究に関する機能を活用して、観測データ、調査研究成果及び地震に関する地学的解説を加えて、情報の提供を行っています。

(2) 県では、過去に相模湾沿岸地域に大きな津波が到達したと考えられる地震等による津波浸水予測を行いました。国においては、南海トラフ巨大地震に伴う津波被害の想定を実施しています。しか

しながら、東北地方太平洋沖地震による津波は、当時の想定を大きく超えるものでした。その教訓を踏まえ、本県における津波対策をより実効性のあるものとするためには、過去に発生した津波に関する調査研究の推進と科学的知見の蓄積が必要です。

3 今後の取組

- (1) 平成25年度から26年度にかけて実施した県地震被害想定調査によれば、県西部地震では、建物の全半壊棟数25,530棟、死者数880人、負傷者数4,620人におよぶという甚大な被害が想定されています。また、東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、今後長期にわたって各地での誘発地震の発生が懸念されており、本県においても箱根火山とその周辺において顕著な誘発地震が観測されました。

このため、研究水準の向上及び地震防災対策に寄与できるよう、引き続き地震観測・調査研究体制を充実・強化していきます。

また、現観測地点及び観測手法についても、再配置等も視野に入れながら見直しを検討していきます。

- (2) 地震防災対策の基礎資料として、国の地震調査研究推進本部が公表する活断層や海溝型地震に関する長期評価・強震動評価や、全国を概観する地震動予測地図、あるいは中央防災会議の各種専門調査会で公表される地震被害想定調査の結果等、国の動向も踏まえながら、本県に影響を与える地震についての被害想定調査の実施等、調査・研究を進めていきます。

また、首都圏においては、神奈川県西部地震を含むマグニチュード7クラスの地震について高い発生確率が算定されていることから、今後も国の動向などを注視し、地震被害を軽減するための国のプロジェクト等に積極的に参画します。

資 料

- 1-5-(1) 温泉地学研究所の観測施設
- 1-5-(2) 温泉地学研究所地震・地殻変動などによる緊急時措置要領

第6節 地震災害対策計画の推進主体とその役割

～県民等の責務と防災関係機関の実施責任及び処理すべき事務又は業務の大綱～

1 計画の進め方

(1) 防災力の向上に向けた取組及び連携

- 地域の防災力を向上させるためには、県民、企業、県、市町村、その他防災関係機関が自らの責任を果たすと同時に、相互に協調した取組を進めることが基本です。
また、国の支援も重要です。
- 地震災害対策計画は、長期的には災害に強い安全な県土づくりを進めながら都市の防災性の向上を図ること、災害の発生に備えた事前準備を進めること、想定される被害の様相に対応した応急活動対策を定め、その実効性を確保するための訓練等に努めること、さらに復旧・復興対策の検討等との調和を保ちながら総合的に展開することが求められます。
- これらの諸対策の推進に当たっては、県民、企業等の主体的な取組と地域住民に最も密着した市町村の役割が大きくなりますが、広域的な自治体としての県は、これらの取組が円滑に進むよう支援・連絡・調整に努めるとともに、国や他都道府県との広域応援体制の実践的な確立や所掌する施設等の防災性の向上に努めます。
- 特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）には、県民、地域の主体的な取組と市町村の防災力が一体となった対応を図ることが、被害を軽減、減少させることとなります。
そのため、県民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」ことが大切であるとの「自助・共助」の認識を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄や防災訓練への参加など事前の準備を行うとともに、災害時には自らの安全を守る行動、初期消火活動、近隣の負傷者、要配慮者等の救助、避難所における自発的行動など、地域の自主防災組織、災害救援ボランティア、消防団、市町村等と連携した防災活動を実施することが重要です。
- また、市町村は、地域防災計画に沿って消防力等を最大限に発揮するとともに、被害状況と応急対策活動の状況を把握し、応援体制を活用する等、防災活動を機動的に推進することが重要です。県は、市町村の状況を速やかに把握し、必要な支援対策を講じるとともに、大規模地震等の災害の場合は全国の自治体や国の支援を求めます。
- このように、地震災害対策計画は、いずれの場面であっても関係者の主体的な取組と連携が大切です。そこで平常時においては、神奈川県防災会議において、各種対策の実施状況を把握し、計画の進捗の調整を図ります。また、災害発生時には、県、市町村等の防災関係機関の災害対策本部において応急対策活動の調整を行います。

(2) 県民運動の展開

いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害・経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政の「公助」による活動には限界があることから、個々人の自覚に根ざした「自助」、身近な地域コミュニティ等による「共助」が不可欠であり、個人や家族、地域、企業、NPO・ボランティア等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動とその実践を促進する県民運動を展開する必要があります。

(3) 男女共同参画等の推進

地震災害対策計画は、多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、男女双方の視点や要配慮者などの多様な視点に配慮して進めることが重要です。県、市町村等の防災関係機関は、被災時における男女のニーズの違い等に十分配慮し、避難所において被災者の良好な生活環境が保たれるよう努めるとともに、防災に関する政策・方針決定過程において女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を意識した計画の推進に努めます。

また、県及び市町村は、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組みます。

なお、男女共同参画の視点からの防災対策についての理解が促進されるよう、平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、市町村へ情報提供するなど周知啓発を図ります。

2 防災関係機関の実施責任

災害応急活動を実施するに当たって、県、市町村、その他の関係機関の果たすべき責任は次のとおりです。(注)

(1) 県

県は、市町村を包括する広域的な自治体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行います。

(2) 市町村

市町村は、防災の第一義的責任を有する基礎的な自治体として、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体の協力を得て防災活動を実施します。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県土並びに県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行います。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力します。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から地震災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急活動を実施します。

また、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力します。

3 県民等の責務

(1) 県民

ア 「自らの身は、自ら守る。」という自主防災の観点から、最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー、マスク、消毒液、体温計やスマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー等の備蓄や家具・ブロック塀等の転倒防止対策の実施等の予防対策、自動車へのこまめな満タン給油、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくりなど、県民自らが防災対策を行います。

イ 「皆のまちは、皆で守る。」ため、自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参画に努めます。

ウ 防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した地震防災に関する知識、技能等を地震発生時に発揮できるよう努めます。

エ 地震が発生した場合には、地域において相互に協力し、情報の入手、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難するに当たっては冷静かつ積極的に行動するように努めます。

オ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておきます。

(注) 県及び市町村立の施設については、指定管理者制度やPFI等により民間事業者等が管理している場合もあるため、県及び市町村は、施設管理者が対応可能な範囲について留意しつつ、これらの施設における平常時や災害時の施設管理者の対応をあらかじめ明確にしておく必要があります。

カ 過去に起こった大規模地震等の災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、自ら災害教訓の伝承に努めます。

キ 平時から、地域の災害リスクや避難経路の安全性等を確認し、災害時取るべき行動を自ら判断するよう努めます。また、災害の危険が高まった時には、「これまでも大丈夫だった」「自分だけは大丈夫」という意識から避難が遅れることがないように、自治体等からの情報を確認し、自らの判断で適時適切な避難行動を取ります。

(2) 企業

ア 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保や食料、飲料水等の備蓄や消火、救出救助等のための資機材を整備するとともに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努めます。

イ 地震対策の責任者を定め、地震が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における地震防災活動に参加するための体制を整備するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めます。

ウ 地震が発生した場合には、従業員等の安全確保や従業員等が帰宅困難者にならないような措置を講じるとともに、地域住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等を積極的に行うよう努めます。

4 災害救援ボランティア

ア 日頃から、地域・行政・関係機関が開催する防災に関する研修会や訓練等に協力・参加し、関係者との連携を深めるよう努めます。

イ 災害時の活動の際には、食料、水、寝具、衣料品等を携行し、ごみは持ち帰るなど自己完結型の活動に努めるとともに、被災地の状況を把握し、被災者の心情を勘案して活動します。また、ボランティア団体相互の連絡を取り合い、効果的な活動に努めます。

ウ なお、県、市町村及び関係機関は、災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう、研修会や養成講座の開催、活動拠点の確保等、環境整備に努めます。

5 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 県

ア 防災組織の整備

イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整

ウ 防災知識の普及及び教育

エ 災害教訓の伝承に関する啓発

オ 防災訓練の実施

カ 防災施設の整備

キ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備

ク 地震に関する情報の収集、伝達及び広報

ケ 緊急輸送の確保

コ 交通規制、その他社会秩序の維持

サ 保健衛生

シ 文教対策

ス 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援

セ 災害救助法に基づく被災者の救助（救助実施市域を除く）及び資源配分の連絡調整

ソ 被災施設の復旧

タ その他災害の発生への防衛及び拡大防止のための措置

(2) 市町村

- ア 防災組織の整備及び育成指導
- イ 防災知識の普及及び教育
- ウ 災害教訓の伝承に関する啓発
- エ 防災訓練の実施
- オ 防災施設の整備
- カ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- キ 消防活動その他の応急措置
- ク 避難対策
- ケ 地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- コ 被災者に対する救助及び救護の実施
- サ 保健衛生
- シ 文教対策
- ス 被災施設の復旧
- セ その他の災害応急対策
- ソ その他災害の発生の防衛及び拡大防止のための措置

(3) 指定地方行政機関

ア 関東管区警察局

- (ア) 管区内各県警察の災害警備活動の指導調整
- (イ) 管区内各県警察の相互援助の調整
- (ウ) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携
- (エ) 警察通信の確保及び通信統制
- (オ) 津波警報の伝達

イ 関東財務局（横浜財務事務所）

- (ア) 横浜第2合同庁舎を帰宅困難者用一時滞在施設及び津波避難施設として開設
- (イ) 応急措置に活用可能な未利用地及び庁舎等の国有財産情報の提供
- (ウ) 災害が発生した場合（災害が発生する蓋然性が高い場合も含む）における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等
- (エ) 民間金融機関による非常金融措置の実施要請等
- (オ) 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付
- (カ) 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会

ウ 関東農政局（神奈川県拠点）

- (ア) 災害予防
 - a ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関する事
 - b 農地、農業用施設等を防護するための防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関する事
- (イ) 災害応急対策
 - a 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事
 - b 種もみ、その他営農資材の確保に関する事
 - c 主要食糧の供給に関する事
 - d 生鮮食料品等の供給に関する事
 - e 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事
 - f 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出及び動員に関する事
- (ウ) 災害復旧
 - a 農地、農業用施設等について特に必要がある場合の査定の実施に関する事
 - b 被災農業者等に対する資金の融通に関する事

(エ) その他

農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること

エ 関東森林管理局

(ア) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成

(イ) 災害復旧用材（国有林材）の供給

オ 関東経済産業局

(ア) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保

(イ) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保

(ウ) 被災中小企業の振興

カ 関東東北産業保安監督部

(ア) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等の危険物の保安確保

(イ) 鉱山における災害時の応急対策と保安確保

キ 関東運輸局

(ア) 災害時における応急海上輸送対策

(イ) 代替輸送の輸送機関への指導調整

(ウ) 災害時における関係機関、輸送機関との連絡調整

ク 関東運輸局（神奈川運輸支局）

災害時における関係機関、輸送機関との連絡調整

ケ 東京航空局（東京空港事務所）

(ア) 災害時における航空機の輸送に関し、安全確保等必要な措置

(イ) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること

(ウ) 特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹底

コ 第三管区海上保安本部

(ア) 大規模地震災害対策訓練等の実施

(イ) 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発

(ウ) 港湾の状況等の調査研究

(エ) 船艇、航空機等による警報等の伝達

(オ) 船艇、航空機等を活用した情報収集

(カ) 活動体制の確立

(キ) 船艇、航空機等による海難救助等

(ク) 船艇、航空機等による傷病者、医師、避難者及び救援物資等の緊急輸送

(ケ) 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与

(コ) 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援

(サ) 排出油等の防除等

(シ) 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保

(ス) 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示

(セ) 海上における治安の維持

(ソ) 危険物積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置

(タ) 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置

(チ) 災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保

サ 東京管区气象台（横浜地方气象台）

(ア) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表

(イ) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説

(ウ) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備

(エ) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言

(オ) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

シ 関東総合通信局

(ア) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営

(イ) 災害時テレコム支援チーム（M I C - T E A M）による災害対応支援

(ウ) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出し

(エ) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施

(オ) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供

ス 神奈川労働局

工場事業場における労働災害の防止

セ 関東信越厚生局

(ア) 管内の被害情報の収集及び伝達に関すること

(イ) 関係機関との連絡調整に関すること

ソ 国土地理院関東地方測量部

(ア) 災害時等における地理空間情報の整備・提供

(イ) 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言

(ウ) 地殻変動の監視

タ 関東地方整備局

(ア) 防災上必要な教育及び訓練

(イ) 水防に関する施設及び設備の整備

(ウ) 災害危険区域の選定

(エ) 災害に関する予報並びに警報の発表及び伝達

(オ) 災害に関する情報の収集及び広報

(カ) 水防活動の助言

(キ) 災害時における交通確保

(ク) 災害時における応急工事及び緊急対応事業の実施

(ケ) 災害復旧工事の施工

(コ) 再度災害防止工事の施工

(サ) 港湾施設及び海岸保全施設等の整備

(シ) 港湾施設、海岸保全施設等に関わる応急対策及び復旧対策の指導、協力

(ス) 港湾施設、海岸保全施設の災害応急対策及び復旧対策

チ 南関東防衛局

(ア) 所管財産の使用に関する連絡調整

(イ) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整

(ウ) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

ツ 関東地方環境事務所

(ア) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供

(イ) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

(ウ) 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援（東日本大震災による福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る）

(エ) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

(4) 指定公共機関

ア 鉄道機関（東日本旅客鉄道㈱、東海旅客鉄道㈱、日本貨物鉄道㈱）

(ア) 鉄道、軌道施設の整備、保全

(イ) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保

- (ウ) 災害時の応急輸送対策
- (エ) 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
- イ 電信電話機関（東日本電信電話(株)神奈川事業部、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支店）
 - (ア) 電気通信施設の整備及び点検
 - (イ) 電気通信の特別取扱
 - (ウ) 電気通信施設の被害調査及び災害復旧
- ウ 日本銀行（横浜支店）
 - (ア) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
 - (イ) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
 - (ウ) 金融機関の業務運営の確保に係る措置
 - (エ) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
 - (オ) 各種措置に関する広報
- エ 日本赤十字社（神奈川県支部）
 - (ア) 医療救護
 - (イ) こころのケア
 - (ウ) 救援物資の備蓄及び配分
 - (エ) 血液製剤の供給
 - (オ) 義援金の受付及び配分
 - (カ) その他応急対応に必要な業務
- オ 日本放送協会（横浜放送局）
 - (ア) 気象予報、警報等の放送周知
 - (イ) 緊急地震速報の迅速な伝達
 - (ウ) 災害状況及び災害対策に関する放送
 - (エ) 放送施設の保安
- カ 中日本高速道路(株)（東京支社）、東日本高速道路(株)（関東支社）
 - (ア) 道路の耐震整備
 - (イ) 道路の保全
 - (ウ) 道路の災害復旧
 - (エ) 災害時における緊急交通路の確保
- キ 首都高速道路(株)
 - (ア) 首都高速道路の耐震整備
 - (イ) 首都高速道路の保全
 - (ウ) 首都高速道路の災害復旧
 - (エ) 災害時における緊急交通路の確保
- ク KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)
 - (ア) 電気通信施設の整備及び保全
 - (イ) 災害時における電気通信の疎通
- ケ 日本通運(株)（横浜支店）
 - (ア) 災害対策用物資の輸送確保
 - (イ) 災害時の応急輸送対策
- コ 東京電力パワーグリッド(株)（神奈川総支社）
 - (ア) 電力供給施設の整備及び点検
 - (イ) 災害時における電力供給の確保
 - (ウ) 被災施設の調査及び復旧
- サ 東京ガスネットワーク(株)

- (ア) ガス供給施設の耐震設備
- (イ) 災害時における都市ガス供給の確保
- (ウ) ガス供給施設の被害調査及び復旧

シ 独立行政法人国立病院機構

- (ア) 医療班の編成及び派遣
- (イ) 災害時における被災患者の搬送及び受入

ス 日本郵便(株) (神奈川郵便局)

- (ア) 災害時における郵便物の送達の確保
- (イ) 救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除
- (ウ) 被災者に対する郵便はがきの無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (エ) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除
- (オ) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱
- (カ) 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による応急融資

セ 運輸機関 (佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株))

- (ア) 物資集積・搬送拠点、避難所等への物資の配送
- (イ) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (ウ) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

ソ (株)イトーヨーカ堂、ユニー(株)、(株)セブン-イレブン・ジャパン、(株)ローソン、(株)ファミリーマート

- (ア) 災害時における生活必需物資の調達
- (イ) 生活必需物資の確保

(5) 指定地方公共機関等

ア 鉄道機関 (東急電鉄(株)、京浜急行電鉄(株)、小田急電鉄(株)、相模鉄道(株)、京王電鉄(株)、箱根登山鉄道(株)、伊豆箱根鉄道(株)、江ノ島電鉄(株)、湘南モノレール(株)、(株)横浜シーサイドライン、横浜高速鉄道(株))

- (ア) 鉄道、軌道施設の整備、保全
- (イ) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
- (ウ) 災害時の応急輸送対策
- (エ) 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧

イ 自動車運送機関 (一般社団法人神奈川県バス協会、京浜急行バス(株)、川崎鶴見臨港バス(株)、神奈川県中央交通(株)、富士急湘南バス(株)、一般社団法人神奈川県トラック協会、一般社団法人神奈川県タクシー協会)

- (ア) 被災地の人員輸送の確保
- (イ) 災害時の応急輸送対策
- (ウ) 災害対策用物資の輸送確保

ウ 公益社団法人神奈川県医師会、公益社団法人神奈川県歯科医師会、公益社団法人神奈川県薬剤師会、公益社団法人神奈川県栄養士会、公益社団法人神奈川県看護協会、地方独立行政法人神奈川県立病院機構

- (ア) 医療助産等救護活動の実施
- (イ) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供

エ 放送機関 (株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、(株)ジェイコム湘南・神奈川、厚木伊勢原ケーブルネットワーク(株)、イツツ・コミュニケーションズ(株)、湘南ケーブルネットワーク(株)、YOUテレビ(株)、横浜ケーブルビジョン(株)

- (ア) 気象予報、警報等の放送の周知
- (イ) 緊急地震速報の迅速な伝達
- (ウ) 災害状況及び災害対策に関する放送

(エ) 放送施設の保安

オ 新聞社（株）神奈川新聞社

災害状況及び災害対策に関する報道

カ 土地改良区（神奈川県中津川左岸土地改良区、神奈川県相模川左岸土地改良区、神奈川県相模川西部土地改良区、小沢頭首工土地改良区連合、酒匂川左岸土地改良区、酒匂川右岸土地改良区）

(ア) 土地改良施設の整備

(イ) 農地湛水の防排除活動

(ウ) 農地及び農業施設の被害調査及び復旧

キ ガス供給機関（厚木瓦斯（株）、秦野瓦斯（株）、小田原瓦斯（株）、湯河原瓦斯（株）、公益社団法人神奈川県LPガス協会）

(ア) ガス供給施設の耐震整備

(イ) 被災地に対する燃料供給の確保

(ウ) ガス供給施設の被害調査及び復旧

ク 神奈川県住宅供給公社

災害時における住宅の緊急貸付

(6) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

ア 農業協同組合

(ア) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力

(イ) 農作物災害応急対策の指導

(ウ) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん

(エ) 被災農家に対する融資あっせん

イ 森林組合

(ア) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力

(イ) 被災組合員に対するあっせん

ウ 漁業協同組合

(ア) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力

(イ) 被災組合員に対する融資又は融資のあっせん

(ウ) 漁船、協同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立

エ 商工会議所、商工会等商工業関係団体

(ア) 市町村が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力

(イ) 救助用物資、復旧資財の確保についての協力

オ 水道用水供給事業者、組合営水道事業者及び専用水道管理者

(ア) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急給水への協力

(イ) 応急給水活動用資機材及び災害復旧用資機材の整備

カ 金融機関

被災事業者等に対する資金融資

キ 病院等医療施設の管理者

(ア) 避難施設^(注)の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

(イ) 災害時における入院患者等の保護及び誘導

(ウ) 災害時における病人等の受入れ及び保護

(エ) 災害時における被災負傷者の治療及び助産

ク 社会福祉施設の管理者

(ア) 避難施設の整備、避難確保計画を含む非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施

(イ) 災害時における入所者の保護及び誘導

(注) 利用者等が安全に避難するための廊下、階段、出入口等

ケ 学校法人

- (ア) 避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
- (イ) 災害時における応急教育対策計画の確立と実施

コ 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者

- (ア) 安全管理の徹底
- (イ) 防護施設の整備

(7) 自衛隊

- ア 防災関係資料の基礎調査
- イ 自衛隊災害派遣計画の作成
- ウ 神奈川県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施
- エ 人命又は財産の保護のために行う必要のある応急救護又は応急復旧
- オ 民間事業者等への移行までの応急対策として災害廃棄物の撤去
- カ 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

